

国総情政第395号
令和6年10月18日

不動産・建設経済局不動産課長 殿

総合政策局情報政策課長
(公 印 省 略)

サービス産業動態統計調査の開始に係る事前周知について（依頼）

「サービス産業動態統計調査」についてより円滑な実施に向け、総務省より統計法第29条第2項に基づく協力依頼が参りました。

「サービス産業動態統計調査」は、サービス産業を営む企業等及び事業所を対象として、新たに令和7年1月から毎月実施するものであり、その円滑な実施に向けた環境整備を図るべく、総務省統計局からサービス業を営む企業等が属する関係団体に対して、ホームページや機関誌（紙）への記事・広告の掲載等の周知に係る協力依頼を行ったところです。

この「サービス産業動態統計調査」は、総務省所管の一般統計調査と経済産業省所管の一般統計調査を統合し、報告義務のある基幹統計調査として新たに創設したものであることから、本調査の周知をより効果のあるものとするため、当省からも別紙の所管行政の各種関係団体へ「サービス産業動態統計調査」の実施及び協力について周知するよう依頼されたものです。

つきましては、貴課等における所管行政関係団体に対し、本調査の実施及び協力について周知いただきますようお願い申し上げます。